

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- ☐ 人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
- ☐ 遊びにいくなら屋内より屋外を選ぶ。
- ☐ 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
- ☐ 外出時、屋内にいるときや会話をするときは、症状がなくてもマスクを着用
- ☐ 家に帰ったらまず手や顔を洗う。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- ☐ 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- ☐ 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- ☐ 帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- ☐ 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。
- ☐ 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- ☐ まめに手洗い・手指消毒
- ☐ 咳エチケットの徹底
- ☐ こまめに換気
- ☐ 身体的距離の確保
- ☐ 「3密」の回避（密集、密接、密閉）
- ☐ 毎朝で体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



外出控え



密集回避



密接回避



密閉回避



換気



咳エチケット



手洗い

(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- ☐ 通販も利用
- ☐ 1人または少人数ですいた時間に
- ☐ 電子決済の利用
- ☐ 計画をたてて素早く済ます
- ☐ サンプルなど展示品への接触は控えめに
- ☐ レジに並ぶときは、前後にスペース

娯楽、スポーツ等

- ☐ 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- ☐ 筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ☐ ジョギングは少人数で
- ☐ すれ違うときは距離をとるマナー
- ☐ 予約制を利用してゆったりと
- ☐ 狭い部屋での長居は無用
- ☐ 歌や応援は、十分な距離かオンライン

公共交通機関の利用

- ☐ 会話は控えめに
- ☐ 混んでいる時間帯は避けて
- ☐ 徒歩や自転車利用も併用する

食事

- ☐ 持ち帰りや出前、デリバリーも
- ☐ 屋外空間で気持ちよく
- ☐ 大皿は避けて、料理は個々に
- ☐ 対面ではなく横並びで座ろう
- ☐ 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- ☐ お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

冠婚葬祭などの親族行事

- ☐ 多人数での会食は避けて
- ☐ 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- ☐ テレワークやローテーション勤務
- ☐ 時差通勤でゆったりと
- ☐ オフィスはひろびろと
- ☐ 会議はオンライン
- ☐ 名刺交換はオンライン
- ☐ 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成予定

① 区域 大阪府全域

② 期間 令和2年5月23日から5月29日

③ 実施内容 **緊急事態宣言の区域解除を受けて、これまで実施してきた緊急事態措置を原則解除**

ただし、府内で未だ感染者が確認され、確立された治療法やワクチンもないことから、府民や事業者などに、適切な感染予防対策の実施とともに、感染者発生に備えた「大阪コロナ追跡システム」登録・利用の協力を要請。あわせて、以下の内容の協力を要請。

●外出について（特措法第24条第9項）

府民に対し、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の実践の継続について協力を要請。
その際、特に次の内容について協力を要請。

1. 接待を伴う飲食店など、これまでにクラスターが発生した施設や「三つの密」を避けること
2. 不要不急のレジャーなど、府県をまたいだ移動を控えること

●イベントの開催について（特措法第24条第9項）

全国の緊急事態宣言終了日までは、規模を縮小した開催の協力を要請
全国の緊急事態宣言終了日以降、全国的かつ大規模な催物の開催は、リスクへの対応が伴わない場合、自粛の協力を要請

●施設の使用について

全国でクラスターが発生した施設は、施設の使用制限等を要請（特措法第24条第9項）
上記以外の施設は、施設の使用制限等の要請を解除

外出について（特措法第24条第9項）

- 府民に対し、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の実践の継続について協力を要請。
その際、特に次の内容について協力を要請。

【協力要請の内容】

1. 接待を伴う飲食店など、これまでにクラスターが発生した施設や「三つの密」を避けること
2. 不要不急のレジャーなど、府県をまたいだ移動を控えること

「新しい生活様式」の実践例

- ①身体的距離の確保（人との間隔はできるだけ2 m確保）
- ②マスクの着用（症状がなくてもマスクを着用）
- ③手洗い（家に帰ったらまず手や顔を洗う。手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う）
- ④在宅勤務（テレワーク）等の取組みを推進
- ⑤「大阪コロナ追跡システム」への登録・利用 など

イベントの開催について（特措法第24条第9項）

- 全国の緊急事態宣言終了日までは、規模を縮小した開催の協力を要請。

【協力要請の内容】

○開催規模

- ・屋内：100人以下、かつ定員の半分以下の参加人数とすること
- ・屋外：200人以下、かつ人との距離を十分に確保すること

- 全国の緊急事態宣言終了日以降、全国的大規模な催物の開催は、リスクへの対応が伴わない場合、自粛の協力を要請。

※イベントの開催にあたっては、感染者発生に備えた「大阪コロナ追跡システム」の導入を要請。

※適切な感染予防対策が実施されていないイベントや、リスクへの対応が整っていないイベントは、開催自粛を要請することも検討。

施設の使用制限について

➤ 多数の者が利用する施設の管理者等に対し、以下の内容について協力を要請。

【実施内容】

1. 基本的に休止を要請しない施設【社会生活を維持する上で必要な施設、社会福祉施設等】

⇒適切な感染防止対策の協力を要請。 飲食店等に対する営業時間の制限要請は解除

2. 特措法により休止を要請する施設

- ・ 全国でクラスターが発生した施設

⇒施設の使用制限等の要請（特措法第24条第9項）

3. 特措法によらず、感染防止対策の協力を要請する施設

（1）5月23日から休止要請を解除する施設

- ・ 全国でクラスターが発生した施設の類似施設

業界団体等が専門家の知見を踏まえ作成したガイドラインの遵守を条件に、休止要請を解除

- ・ 全国でクラスターが発生した施設区分のうち大規模施設、集会・展示施設、文教施設

業界団体等が専門家の知見を踏まえ作成したガイドラインを遵守し、感染防止対策を徹底

⇒不特定多数の者が利用する施設には、「大阪コロナ追跡システム」の導入を要請

（2）5月16日から休止要請を解除した施設

⇒業種別の感染拡大予防ガイドラインを遵守し、感染防止対策を徹底

⇒不特定多数の者が利用する施設には、「大阪コロナ追跡システム」の導入を要請

実施内容

1. 基本的に休止を要請しない施設 ※適切な感染防止対策の協力を要請

(1) 社会生活を維持する上で必要な施設

施設区分	施設内訳
医療施設	病院、診療所、薬局 等
生活必需物資販売施設	卸売市場、食料品売場、百貨店・スーパーマーケット等における生活必需物資売場、コンビニエンスストア 等
食事提供施設	飲食店（居酒屋を含む。）、料理店、喫茶店 等（宅配・テークアウトサービスを含む。） ※飲食店等に対する営業時間の制限要請は解除 飲食店等には「大阪コロナ追跡システム」の導入を要請
住宅、宿泊施設	ホテル又は旅館、共同住宅、寄宿舍又は下宿 等
交通機関等	バス、タクシー、レンタカー、鉄道、船舶、航空機、物流サービス（宅配等） 等
工場等	工場、作業場 等
金融機関・官公署等	銀行、証券取引所、証券会社、保険、官公署、事務所 等
その他	メディア、葬儀場、銭湯、質屋、獣医、理美容、ランドリー、ごみ処理関係 等

※「社会生活を維持する上で必要な施設」については、「新型コロナウイルス感染症の基本的対処方針」（令和2年5月21日改正）を踏まえた整理

(2) 社会福祉施設等

施設区分	施設内訳
社会福祉施設等	保育所、放課後児童クラブ（学童保育）、介護老人保健施設その他これらに類する福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設

2. 特措法により休止を要請する施設

・全国でクラスターが発生した施設

施設区分	施設内訳	要請内容
遊興施設	キャバレー、ナイトクラブ等の接待を伴う飲食店、スナック、バー、パブ、カラオケボックス、ライブハウス	施設の使用制限等の要請 (特措法第24条第9項)
運動施設、 遊技施設	スポーツクラブ	

3 (1) 特措法によらず感染防止対策の協力を要請する施設 (5月23日から休止要請を解除する施設)

・全国でクラスターが発生した施設の類似施設

施設区分	施設内訳	要請内容
遊興施設	ダンスホール、性風俗店	・ 業界団体等が専門家の知見を踏まえた感染拡大予防ガイドラインを作成し、当該ガイドラインを遵守することを条件に休止要請を解除 ・ 不特定多数の者が利用する施設には、「大阪コロナ追跡システム」の導入を要請 ⇒ 今後クラスターが発生した施設に対しては、特措法第24条第9項に基づき、施設の使用制限等を要請することも検討
運動施設、 遊技施設	体育館、屋内水泳場、ボウリング場、スケート場、屋内運動施設（スポーツクラブを除く）	

・ 全国でクラスターが発生した施設区分のうち大規模施設（1,000㎡超）、集会・展示施設、文教施設

施設区分	施設内訳	要請内容
遊興施設 （クラスター発生施設等を除く床面積の合計が1,000㎡を超える施設）	個室ビデオ店、ネットカフェ、漫画喫茶、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場 等	・ 業界団体等が専門家の知見を踏まえ作成した感染拡大予防ガイドライン等を遵守し、感染防止対策を徹底することの協力を要請 ・ 不特定多数の者が利用する施設には、「大阪コロナ追跡システム」の導入を要請 ⇒ 今後クラスターが発生した施設に対しては、特措法第24条第9項に基づき、施設の使用制限等を要請することも検討
運動施設、遊技施設 （クラスター発生施設等を除く床面積の合計が1,000㎡を超える施設）	マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター、テーマパーク、遊園地、屋外水泳場 等	
集会・展示施設 ＊貸会議室を除く	集会場、公会堂、展示場、多目的ホール、文化会館	
文教施設	学校（大学等を除く。）	

3 (2) 特措法によらず感染防止対策の協力を要請する施設 (5月16日から休止要請を解除した施設)

施設区分	施設内訳	要請内容
劇場等	劇場、観覧場、映画館、演芸場 等	・業界団体等が専門家の知見を踏まえ作成した感染拡大予防ガイドライン等を遵守し、感染防止対策を徹底することの協力を要請 ・不特定多数の者が利用する施設には、「大阪コロナ追跡システム」の導入を要請 ⇒今後クラスターが発生した施設に対しては、特措法第24条第9項に基づき、施設の使用制限等を要請することも検討
集会・展示施設	貸会議室	
大学・学習塾等	大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、学習塾 等	
博物館等	博物館、美術館、図書館 等	
ホテル又は旅館	ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）	
商業施設	生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗	
遊興施設 （クラスター発生施設等を除く 床面積の合計が1,000㎡以下の施設）	個室ビデオ店、ネットカフェ、漫画喫茶、射的場 等	
運動施設、遊技施設 （クラスター発生施設等を除く 床面積の合計が1,000㎡以下の施設）	マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター、屋外水泳場 等	